

幼児教育と小学校教育の接続に関する研究 —「幼保小の架け橋プログラム」の開発動向をふまえて—

Research on the Connection between Early Childhood Education and Elementary School Education
—Based on the Development Trends of the " Bridge Program between Preschool and Elementary School" —

野 崎 洋 司*
NOZAKI Hiroshi

要 旨

本稿は、2021年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会に設置された「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」での議論に注目し、同委員会が開発を進めようとする「幼保小の架け橋プログラム」の開発動向をふまえて、幼児教育と小学校教育を円滑に結ぶための教育内容・方法を考察した。そして、対象とする児童、幼児教育段階の「アプローチカリキュラム」と小学校段階の「スタートカリキュラム」の編成上の留意点、教育委員会の果たすべき役割を示した。

Abstract

This paper focuses on the discussions at the "Special Committee for the Bridge between Early Childhood Education and Elementary School Education" established in the Primary and Secondary Education Subcommittee of the Central Education Council in July 2021, and the committee intends to proceed with its development. Based on the development trend of the " Bridge Program between preschool and elementary school". This paper considered the educational contents and methods to smoothly connect early childhood education and elementary school education, also showed the points to keep in mind in organizing the target children, the "approach curriculum" at the early childhood education stage and the "start curriculum" at the elementary school stage, and the role that the board of education should play.

キーワード：幼保小接続、幼保小の架け橋プログラム、小1プロブレム、2026年問題

keywords：connection between early childhood education and elementary school education/ bridge program between preschool and elementary school/ problems in grade 1 of elementary school/ year 2026 issue for declining birthrates

1. はじめに

幼児期の教育は、その後の生活や学習に大きな影響を与えることから、その後の学校教育を見通したものでなければならない。改正教育基本法では、幼児期の教育は「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」（第13条）として位置づけ、学校（幼稚園および幼保連携型認定こども園を含む）においては「体系的な教育が組織的に行われなければならない」（第6条）と規定している。

このように、わが国においては、幼児教育から、初等・中等教育、さらには高等教育までを見越した体系的な学校教育の実施が求められ、幼小、小中、中高、高大といった異校種間における円滑な接続が課題とされている。ところが、小学校入学当初に「担任の話を集中して聞けない」「人の意見を最後まで聞くことができない」「学級での約束ごとや教員の指示が守れない」など学校

生活への不適応を示す児童が見られている。また、そうした状態が継続することで、当該児童が不登校になったり、学級経営がうまく成り立たないといった事態に陥り、安定した学校生活が成立しないのである。こうした問題は、「小1プロブレム」と称され、いずれの学校や学級においても起こりうる問題として広く認識されている。

ところで、「小1プロブレム」が起きる要因としては、家庭によるしつけの不徹底、学校・教師の権威の失墜、地域の教育力の低下などがあげられるが、主たる要因は、環境を通して行う幼児教育と小学校における教科カリキュラムによる教育という学習環境の違いによるものと考えられる。また、幼児教育を行う施設が、幼稚園、認定こども園、保育所と異なっており、在宅のまま小学校入学をする児童も含めれば、様々な生活環境で育った児童が共同生活を送ることとなり、生活サイクル

の変化への戸惑いなども大きな要因とされる。

本研究は、この「小1プロブレム」に象徴される諸課題の解決に向けて、幼児期の教育の質的向上とその後の学校教育との円滑な接続を進めるための方策を考察しようとするものである。そして、現在、文部科学省において進められている「幼児期の教育の質の向上」と「小学校教育との円滑な接続」に関する議論に注目し、国政レベルでの課題認識や改善方針・方策を整理する。特に、2021（令和3）年7月に中央教育審議会（以下、中教審という）初等中等教育分科会に設置された「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」での議論を中心に分析を進め、同委員会が開発を進めようとする「幼保小の架け橋プログラム」の検討を踏まえて、幼児教育と小学校教育を円滑に結ぶ教育内容・方法を考察する。

2. 幼児教育・保育をめぐる政策動向

(1) 幼保一元化に向けた取り組み

幼児期の教育の在り方については、幼稚園と保育所の並立という状態から脱することができず、長年にわたり教育政策上の課題であった。ところが、1989（平成元）年の「1.57ショック」以降、少子対策という新たな観点から、幼児教育・保育の在り方が議論されることとなった。そして、幼保一元化と待機児童の解消を目指して、2006（平成18）年に認定こども園制度が導入され、2015（平成27）年には子ども・子育て支援新制度が開始された。また、2019（令和元）年には、幼児教育・保育の無償化が実施されることとなり、幼児教育・保育の量的拡大と子育て支援の拡充が進められている。なお、2020年の合計特殊出生率は1.34と5年連続の低下を示しており、2021年には新型コロナウイルス禍の影響も重なり、一段と低下する可能性がある。さらに、2026年は「丙午（ひのえうま）」の年にあたることから、産み控え現象が起きることも想定される。この「2026年問題」とも言うべき事態が起きた場合、少子問題は深刻度を増すことになり、新たな対策の実施が急務とされている。

次に、幼児教育の内容・方法の改善に向けては、2007（平成19）年の改正学校教育法において、幼稚園の目的及び目標の見直しが行われ、翌年の改訂幼稚園教育要領では、特に小学校と保育所との連携の強化が示された。そして、2017（平成29）年に、幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領が同時に改訂され、「育みたい資質・能力」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化と共通化が行われたのである。

こうした一連の施策や審議会答申を概観すれば（図表1参照）、幼児教育に関する教育政策は、次のような方針に基づいて進められていることが理解できる。第一

に、義務教育年限の延長は行わないこととし、その代替措置として、幼児教育・保育の無償化や高等学校授業料の実質無償化を行う。第二に、幼稚園、認定こども園、保育所の並立を認め、認定こども園への一本化を強力には進めない。第三に、幼稚園、認定こども園、保育所での教育目標を統一し、特に5歳児への教育を工夫することで小学校教育との円滑な接続に努める。

なお、幼小の円滑な接続に関しては、小学校教育においても同様の工夫と努力を求めている。

図表1 幼児教育・保育に関する主な経過等

年	主な事項
2006（平成18）	・教育基本法改正（第11条・幼児期の教育に関する規定の追加） ・認定こども園制度の開始
2007（平成19）	・学校教育法一部改正（幼稚園の目的及び目標の見直し等）
2008（平成20）	・幼稚園教育要領改訂（告示化）・保育所保育指針改訂（告示化）
2010（平成22）	・「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について」幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議・報告
2014（平成26）	・幼保連携型認定こども園教育・保育要領制定
2015（平成27）	・子ども・子育て支援新制度の開始
2016（平成28）	・「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（中教審答申）
2017（平成29）	・幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領改訂（「育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化）
2019（令和元）	・幼児教育・保育の無償化（平成26年以降、段階的に実施）
2020（令和2）	・「幼稚園の質の向上について」（幼児教育の実践の質向上に関する検討会・中間報告）
2021（令和3）	・「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」（中教審答申） ・「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」（教育再生実行会議提言） ・「幼児教育スタートプラン」の公表 ・中教審初等中等教育分科会に「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」を設置 ・こども家庭庁を2023年度に創設（閣議決定）
2022（令和4）	・こども家庭庁を設置する関連法の成立

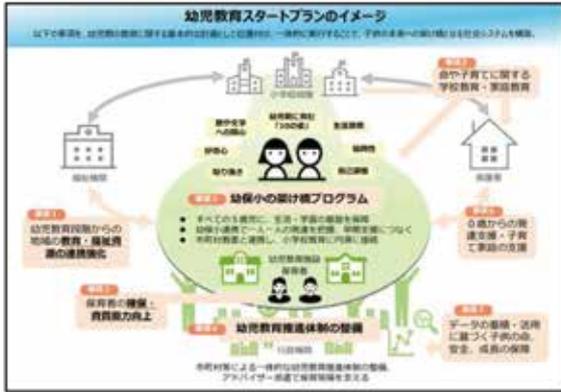
(2) 幼児教育スタートプランの公表

文部科学省は、2021（令和3）年5月25日の大臣記者会見で「幼児教育スタートプラン」（図表2参照）を公表した。「幼児教育スタートプラン」は、今後における幼児教育に関する政策の基本方針と方策を包括的に示したものであり、「スタート」とは、その後の学校教育や生涯学習との連続性を志向したものとされている。また、すべての幼児が施設の違いや家庭の経済状況などの影響を受けることなく、質の高い幼児教育を受けられるようにすることが基本方針とされている。ここで言われている「施設の違い」とは、幼稚園、認定こども園、保育所といった幼児教育・保育施設のことであり、この「違い」を是正することが課題とされている。

「幼児教育スタートプラン」では、具体的な施策の方針を7項目に区分して示しているが、重点事項は「事項3」の「幼保小の架け橋プログラム」の開発・推進と「事項4」の市町村等による幼児教育体制の整備である。そして、特に5歳児に対する共通の生活・学習基盤

の形成に向けた体制整備を進めていくことが最重要課題として示されたのである。また、それらの基盤形成として、家庭教育・子育て支援の充実、保育人材の確保・資質能力向上などが政策課題とされている。

図表2 幼児教育スタートプランのイメージ
(出典：文部科学省)



(3) 「こども家庭庁」の創設

政府は、2021（令和3）年12月21日の閣議で「こども家庭庁」を2023（令和5）年度内を目途として創設することを決定した。「こども家庭庁」は、総理大臣直属の機関として内閣府に設置するとともに、担当大臣には各省庁への勧告権を持たせることとして、これらにより、子どもに関する政策や取り組みを政府全体で進める態勢を整えるとしている。

「縦割り行政の打破」をめざした省庁再編は、これまでも行われてきたが、「こども家庭庁」の創設も同様であり、特に、幼保一元化の推進が重点課題とされている。ところが、保育所に関する業務は厚生労働省から移管されるが、幼稚園に関する業務は引き続き文部科学省が所管することとされ、所管省庁の一本化は実現されないこととなった。

こうした政策判断の背景には、文部科学省による幼児教育を含む学校教育の内容・方法の体系化の推進と、幼児期からの一貫性と継続性のある教育施策を実施したいとする意図があったと考えられる。すなわち、生涯学習の基盤としての幼児教育の質の保障と小学校教育との円滑な接続を進め、「令和の日本型学校教育」の構築を目指すうえで、幼稚園の「こども家庭庁」への移管は望ましくはなかったのである。

ここで、留意すべきことは、文部科学省において、「幼児期の教育の質の向上」が重点課題とされ、なかでも「小学校教育との円滑な接続」に向けた「幼児教育の内容・方法の改善と充実」が喫緊の課題とされていることである。そして、幼児教育・保育施設における教育・保育の基準は「こども家庭庁」と文部科学省が共同で作成することとされているが、「小学校教育との円滑な接

続」については文部科学省の示す方針や方策が基準となることが想定されるのである。

そして、2022年6月15日、こども家庭庁設置法及び関連法が成立し、2023年4月1日に「こども家庭庁」が発足することとなった。

3. 「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」の議論と取り組み

(1) 委員会設置の趣旨と概要

2021（令和3）年7月8日に、中教審初等中等教育分科会において、幼児教育の質的向上及び小学校教育との円滑な接続について専門的な調査審議を行うため、「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」（以下、「架け橋特別委員会」という）の設置が決定された。

架け橋特別委員会における主な検討事項としては、生活・学習基盤を全ての5歳児に保障するための方策、各地域において幼児教育を推進するための体制基盤整備、保護者や地域の教育力を引き出すための方策、保育人材の確保と資質能力の向上などである。そして、特に、幼児教育の質的向上及び小学校教育との円滑な接続を図る上で必要な事項の検討を進めることとし、検討される事項は、「幼保小の架け橋プログラム」と名付けられて、「幼児教育スタートプラン」の重点事項の1つとして位置づけられている。すなわち、架け橋特別委員会には「幼児教育スタートプラン」の実現に向けた、より具体的な方策を示すことが求められているのである。

(2) 議論の内容と展開

架け橋特別委員会は、発足以来およそ1、2か月に1回のペースで開催され、2022（令和4）年5月末時点で計8回開かれている。ここでは特に、小学校教育との接続に関する議論に注目し、架け橋特別委員会に提出された会議資料「論点整理のたたき台（第5回）」（図表3参照）「主な意見等の整理（第1～5回）」及び「議事録（第1～5回）」を基礎資料として、会議全体の議論の基調や方向性を整理する。

全体的な議論の基調としては、幼児期の教育は早期教育や小学校教育の前倒しではない教育的意義を踏まえる必要があるとの認識が示されている。従来の「幼小の接続」の議論は、あくまで幼稚園教育と小学校教育との接続であり、幼稚園教育要領と小学校学習指導要領との継続性が主眼とされていた。そして幼稚園教育は成立の歴史的経緯からも、就学前教育として位置づけられるため、幼児教育そのものとの整合性が課題とされてきた。ところが、今次の委員会での議論は、保育所や認定こども園といった施設類型を問わずに、就学前教育ではない幼児教育そのもののあり方を検討しようとしていることがうかがえる。

図表3 「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」での論点と意見
 (出典：第5回委員会配布資料「論点整理のたたき台(案)」をもとに筆者作成)

1. 議論の背景
○ 諸外国では、幼児教育の質がその後の生活や学びに与える影響を踏まえ、幼児期からの一貫性・継続性を重視した教育政策の充実を図る傾向にある。
○ 幼児教育の質に関する認識が社会的に共有されているとは言い難く、いわゆる早期教育や小学校教育の前倒しと誤解されることがあるほか、遊びを通じて学ぶという幼児期の特性を踏まえた教育がその後の教育の基礎を培っていることや、発達の連続性の重要性に関する理解が必ずしも十分ではない。
○ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等についても、学校種等を越えた連携・接続の手がかりとして活用が始まっている一方で、その理解や普及・活用にはまだまだ課題。
○ 地域や家庭の環境にかかわらず、全ての幼児に格差なく学びや生活の基盤を保障していくためには、学校種や設置種類の違いを越えて連携・協働し、地域や家庭とも認識を共有しつつ、社会全体で質の高い幼児教育の実現に取り組んでいく必要がある。
2. 現状と課題
○ 質の高い幼児教育とは何かに関して、いわゆる早期教育や小学校教育の前倒しと誤解されがちであるなど、社会的な認識が共有されているとは言い難い。
○ 遊びを通じた学びの教育的意義や効果が、まだ十分に認識されていない。幼児期の「主体的・対話的で深い学び」について、学校種や施設類型を越えて理解を深めていくべきではないか。
○ いわゆる認知能力と非認知能力は相互に関連し、支え合って育っていく。それを総合的に育てているのが幼児教育。幼児の体験の幅を広げ、質を深めるための関わりや環境の構成に取り組む必要。
○ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示されたことにより、幼保小(認定こども園を含む)連携への意識は高まっているが、単発的な交流事業のみの地域から、幼保小で協議し接続カリキュラムを策定するところまで、連携・接続の深まり地域によって差がある。
○ 幼児期に育まれた力が小学校教育にどのようにつながっているのか、関係者がイメージを共有できるようにする必要がある。
○ 接続期の配慮を示す必要はあるが、カリキュラムは0～18歳までを貫く観点からの検討が必要。
○ 幼児期から児童期への学びの連続性の観点から、遊びや暮らしの中での気づきから探究へという学びのプロセスが、幼児期に保障され、小学校1年生以降との連携・接続により、小学校の教育活動(スタートカリキュラムの実践を含む)や指導の在り方の改善にもつなげることが重要。
3. 目指す方向性
○ 「社会に開かれた教育課程」として、小学校以降のカリキュラムと連携・接続することで、幼児教育カリキュラム自体が社会とつながり開かれたものとする必要性について、認識を共有。
○ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、一人一人の多様性に配慮した上で全ての幼児に学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」の開発・実践を進める必要がある。
○ 「幼保小の架け橋プログラム」の開発・実践に当たっては、幼児教育の工夫・改善と、幼児期の教育の成果を生かした小学校の教育活動の工夫・改善を一体的に検討し、接続期における教育の強化を進めることが重要。
○ 各園や各自治体等の創意工夫を生かしたカリキュラムや活動の在り方等としてのプログラムが求められる。共通事項等を本委員会で整理して示した上で、具体的な開発は、モデル事業等を通じて各地域主体で行い、その成果を分析し更なる改善に生かす形が望ましい。
○ 幼児教育を実践する先生方自身が、主体的に考え改善していくことを促すプログラムが望ましい。
○ 幼児に対する一律のプログラムということではなく、教育の質の向上を通じて幼児の力を育むためのプログラムを検討することが重要。

次に、今後の方向性については、幼児期に育まれた力をどのように小学校教育につなげてくのか、さらにはその後の学校教育さらには生涯学習へと続く継続性と一貫

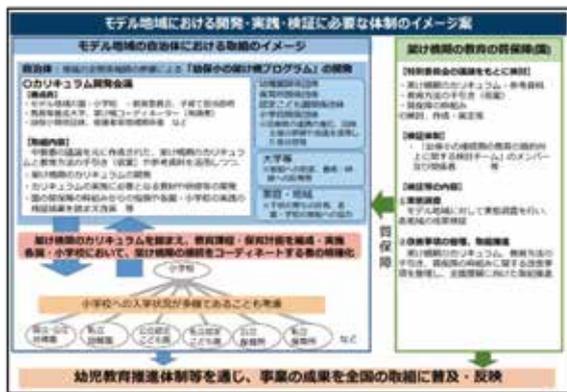
性のある教育のあり方を検討しようとしている。なかでも、小学校教育との接続については、幼児期の学びの特性を生かしつつ、「主体的・対話的で深い学び」につな

げることの必要性が強調されている。そして、特に、保幼小で連携を行い、5歳児と小学1年生を対象とする接続カリキュラムを策定すること、すなわち接続期のカリキュラムマネジメントを行うことが重点課題として認識されている。

(3) 「幼保小の架け橋プログラム」の開発動向

架け橋特別委員会では、「幼保小の架け橋プログラム」の共通事項等の整理及び幼児教育の質の保障の仕組みについて、集中検討を行うためのチームを設け、カリキュラム開発を進めている。ここでは、第5回会議に提出された資料「幼保小の架け橋プログラムについて」を手掛かりに、架け橋特別委員会による今後のプログラム開発のイメージや全国への普及・反映に向けた計画などを整理する(図表4参照)。

図表4 幼保小架け橋プログラムのモデル地域のイメージ
(出典：文部科学省)



「架け橋プログラム」の定義であるが、5歳児から小学1年生を「架け橋期」として位置づけ、5歳児のスタートカリキュラムと小学校低学年のアプローチカリキュラムを一体的に捉えて編成されたカリキュラムと教育方法として構想している。そして、架け橋特別委員会では、0～18歳の学びの連続性に配慮したうえで、「架け橋期のカリキュラムと教育方法の手引き(仮称)」(以下、「手引き」という)の開発を行うこととしている。

次に、全国展開に向けては、各地にモデル地域を指定し、「カリキュラム開発会議」を設け、地域実態に応じた教育課程・保育計画を編成・実施することとしている。また、推進体制の整備に向けては、幼児教育センターの充実や幼児教育アドバイザーの配置、さらには各園・学校において架け橋期の接続をコーディネーターする者の明確化などが計画されている。

そして、こうした取り組みをおよそ3か年にわたり継続実施するなかで、実施地域の拡大と実践交流や情報共有の促進を図り、モデルカリキュラムの効果検証や改善

を行うこととしている。

4. 架け橋期のカリキュラム開発

「幼児教育スタートプラン」の政策意図としては、小中学校において本来は9年で完結させるべき義務教育を、幼稚園等の協力を得て達成を図ろうとしているのである。また、幼稚園等においても、2019(令和元)年から幼児教育・保育の無償化が開始され、これまで以上に公教育としての幼児教育の推進が期待されている。そのため、小学校教育の円滑なスタートはもとより、義務教育全体の質的向上に資することが期待されているのである。

ここでは、本研究のまとめとして、こうした政策意図を踏まえつつ、「架け橋プログラム」を進めていくうえでの基本的視点や留意事項を以下に示す。

- ① 「架け橋期」の児童を5・6・7歳児として認識する
 今般の中教審の議論のなかで特に注目すべきは、「架け橋期」という文言を用いて議論を進めていることである。そして、5歳児(年長クラス児童)と小学1年生の児童を対象として2年度分の教育課程・保育計画を構想しようとしているのである。
 ところが、4月生まれの児童と3月生まれの児童とでは、その成長・発達の度合いが異なり、その差異への配慮がなされないことが「小1プロブレム」の原因のひとつともなっている。また、幼稚園等と小学校という生活環境の違いは、児童一人ひとりに大きな変化をもたらすが、その変化の受け止め方には成長・発達の度合いにより差異が生じるのである。そのため、今後、カリキュラム開発を進めるうえでは、架け橋期にある児童を「年長クラスの児童と小学1年生」ではなく、5・6・7歳児として認識し、成長・発達の度合いが一様ではないこと前提とする必要がある。

- ② 義務教育終了段階を見越したアプローチカリキュラムを編成する

「架け橋プログラム」は、「小1プロブレム」の解消のみを目的とするものではなく、その後の義務教育を見通して、生活や学習に必要な資質・能力が育まれるよう編成されなければならない。そのためには、義務教育終了段階で生徒が修得すべき能力とはどのようなものかを把握し、それらと幼児期の教育の成果との関連性が理解されなければならない。すなわち、アプローチカリキュラムの編成に際しては、小学校はもとより中学校の教育目標や義務教育を修了したと認められるための能力や資質を理解し、それらを育むうえでの最初の段階のカリキュラムとして構想するのである。

なお、義務教育の目標や期待される能力や資質は社会の進展に応じて変化し、学習指導要領もおよそ10年ごとに改訂が行われる。アプローチカリキュラムは、「就学前教育」としての性格を強く持つため、その教育内容や方法も社会の変化に合わせて変化していく。そのため、カリキュラムの編成に際しては、就学前教育の性格を強くすることで、各幼児教育施設がそれぞれの教育・保育目標に基づいて行っている「幼児教育」が後退することのないよう留意しなければならない。

③ 児童の個別性を前提とするスタートカリキュラムを編成する

スタートカリキュラム編成の目的は、すべての児童が小学校での学習を円滑に始められるようにすることに加えて、小学校高学年や中学校における学習活動の基盤を形成することにある。そのため、特に小学3年生以降に主たる授業形態となる教科学習への導きが必要となる。

次に、学習者としての児童の状態であるが、入学前の幼児教育・保育施設が多様であることや、成長・発達の度合いが異なっていることなどから、学習に向かう態度は様々ではない。そして、家族構成や経済状況といった家庭環境が大きな影響を及ぼすことも理解しておかねばならない。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、成長・発達の目指すべき方向性として示されたものであり、完成形ではないことにも留意しておかねばならない。すなわち、「10の姿」の体現の度合いは、児童により異なっており、児童の今ある状態をよく見極めたうえで、次の段階に導いていくことが求められる。

こうしたことから、スタートカリキュラムを編成に際しては、特に1年生の段階では、児童の個別性を前提とする指導内容や学習支援の方法等が検討され、そのために必要な条件整備も講じられる必要がある。そして、およそ3年生の段階を目途として、すべての児童が幼児教育における「学びの芽生え」から「自覚的な学習」へと移行し、教科等の学習に主体的に取り組めるように導いていくのである。

④ 中学校区内の学校園をユニットとする推進体制を構築する

今後、文部科学省を主体として、「架け橋プログラム」に関する取り組みが進み、モデル指定を受けた自治体や地域、学校園において「架け橋期のカリキュラム」開発が進むこととなる。「架け橋プログラム」に関する取り組みは、幼稚園等と小学校の個別事案ではなく、義務教育全体の質保証を行うためのものとして

認識する必要がある。

そのため、市区町村の教育委員会においては、中学校区をユニットとしてとらえて地域教育の基盤となる「架け橋期のカリキュラム」開発に向けた推進体制を構築するのである。そして、中学校単位で設定されている教育目標を見直し、学区内の幼稚園、保育所、認定こども園、小中学校、特別支援学校を包括的にとらえ、それらすべての学校園の共通の教育目標を新たに設定するのである。なお、新たな教育目標の設定に際しては、学校園関係者のみならず地域住民の参画を得て、学区ごとの地域性を踏まえた「義務教育の終わりまでに育ってほしい姿」を構想するのである。

また、こうした一連の取り組みに関しては、継続的な評価・検証そして改善のための体制整備が必要となり、特に教育委員会による条件整備や情報共有や普及のための啓発活動などが求められる。そして、各学校園における積極的な取り組みについて、同じ学校種の「横の連携」に加えて、中学校を含む学校種を超えた「縦の連携」が進むように支援を行うのである。さらには、教育振興基本計画等、地域教育計画の策定に際して、「架け橋プログラム」に関する取り組みが重点事項として位置づけられることが望まれる。

5. おわりに

子ども・子育て支援新制度により、待機児童の解消を目指して幼児教育・保育施設の量的拡大が進み、また幼児教育・保育の無償化により保育需要が増加している。そして、幼保連携型認定こども園の増加や幼稚園における預かり保育の実施などで、子どもたちの就園形態の多様化が進んでいる。また、コロナ禍を契機として保護者の働き方の形態が大きく変化し、保護者の子育てに対する意識や関わり方も多様性を増すことになる。

このように、多様化する児童を誰一人取り残すことなく義務教育の学びに導くためには、5歳児から7歳児までに関わる教員や保育者が教育目標を共有したうえで、個に応じた指導を行うことが求められる。そして、幼稚園等においては、幼児教育の学校教育化を進めるのではなく、また、小学校においては環境を通して行う教育により培われた自主的・自発的な学習態度をより発展させる指導が求められる。

幼児教育と義務教育の区分や修学年限など、学校制度論的な在り方検討は幼児教育・保育の無償化の実現をもって一応の結論を見たといえる。今後は、この制度的枠組みを前提としたうえで、5歳児から7歳児の教育・保育計画の開発と実践が進められることとなる。そして、実践事例の成果や課題を蓄積するとともに、特に市町村教育委員会の支援を受けて他地域の実践者や機関と情報共有を図ることで、プログラムの改善と普及の進む

ことが期待されるのである。

参考文献

- (1) 嶋野道弘他『小学1年スタートカリキュラム&活動アイデア』明治図書, 2020年
- (2) 齋藤 雅志『三川版「保幼小連携・接続カリキュラム」の実践』星雲社, 2019年
- (3) 木下 光二『これからの保幼小接続カリキュラム』チャイルド本社, 2019年
- (4) 文部科学省国立教育政策研究所教育課程研究センター『発達や学びをつなぐスタートカリキュラム』学事出版, 2018年
- (5) 三浦 光哉『5歳アプローチカリキュラムと小1スタートカリキュラム』ジアース教育新社, 2017年
- (6) 秋田喜代美他『保幼小連携』ぎょうせい, 2013年
- (7) 酒井朗「教育方法から見た幼児教育と小学校の連携の課題」『教育学研究第81巻第4号』日本教育学会, 2014年
- (8) 福元真由美「幼小接続カリキュラムの動 と課題」教育学研究第81巻第4号, 日本教育学会, 2014年
- (9) 中央教育審議会初等中等教育分科会「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」議事録(第1~5回) https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/086/giji_list
- (10) 中央教育審議会初等中等教育分科会「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」第5回配付資料(資料2-1)「論点整理のたたき台(案)」
https://www.mext.go.jp/content/20211215-mxt_youji-000019507-4.pdf
- (11) 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査協力者会議「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について」文部科学省, 2010年

